

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	小児慢性特定疾病医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、小児慢性特定疾病医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石川県知事

公表日

令和2年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び県要綱に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 小児慢性特定疾病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定医療費医療受給者証を交付する。 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付にあたっては、情報提供ネットワークシステムに接続し、各種関係情報保有機関が保有する特定個人情報を入手する。
③システムの名称	医療費公費負担システム(小児慢性特定疾病)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費公費負担システムファイル(小児慢性特定疾病)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、第9号、第10号 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同条第2項 別表第二
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで、第59条の3 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康福祉部健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月24日	表紙「公表日」	平成27年7月31日	平成27年12月24日	事前	
平成27年12月24日	I-1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-②「事務の概要」	<p>児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定医療費医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定医療費医療受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号(別表第二)に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報を入力する。</p>	<p>児童福祉法及び県要綱に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の支給を行う事務。</p> <p>小児慢性特定疾病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定医療費医療受給者証を交付する。</p> <p>小児慢性特定医療費医療受給者証の交付にあたっては、情報提供ネットワークシステムに接続し、各種関係情報保有機関が保有する特定個人情報を入力する。</p>	事前	
平成27年12月24日	I-3「個人番号の利用」-「法令上の根拠」	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の7の項</p>	<p>(1)番号法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の7の項 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同条第2項 別表第二</p>	事前	
平成27年12月24日	I-4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-②「法令上の根拠」	<p><情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の26.56の2.87の項</p> <p><情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項</p>	<p><情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26.56の2.87の項</p> <p><情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一 ・番号法第19条第14項に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)</p>	事前	
平成28年5月20日	表紙「公表日」	平成27年12月24日	平成28年5月20日	事前	
平成28年5月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成28年5月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	表紙「公表日」	平成28年5月20日	平成29年5月26日	事前	
平成29年5月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	表紙「公表日」	平成29年5月26日	平成30年6月1日	事前	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事前	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事前	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I-3「個人番号の利用」-「法令上の根拠」	<p>(1)番号法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の7の項 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同条第2項 別表第二</p>	<p>(1)番号法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、第9号、第10号 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同条第2項 別表第二</p>	事前	
平成30年6月1日	I-4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-②「法令上の根拠」	<p><情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項</p> <p><情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一 ・番号法第19条第14項に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)</p>	<p><情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から5号まで</p> <p><情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条第8号</p>	事前	
令和1年6月21日	表紙「公表日」	平成30年6月1日	令和1年6月21日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I-1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-③「システム名称」	医療費公費負担システム(小児慢性特定疾患)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	医療費公費負担システム(小児慢性特定疾患)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年6月21日	I-2「特定個人情報ファイル名」	医療費公費負担システムファイル(小児慢性特定疾患)	医療費公費負担システムファイル(小児慢性特定疾患)	事後	
令和1年6月21日	I-4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-②「法令上の根拠」	<情報提供の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から5号まで <情報照会の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (2) 番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条第8号	<情報提供の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87、119(令和元年10月1日より120に改正予定)の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から5号まで <情報照会の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (2) 番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条第8号	事後	語記訂正
令和1年6月21日	IVリスク対策		新様式に伴う変更	事後	
令和2年7月1日	表紙「公表日」	令和1年6月21日	令和2年6月21日	事前	
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	I-4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-②「法令上の根拠」	<情報提供の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87、119(令和元年10月1日より120に改正予定)の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から5号まで、第59条の3 <情報照会の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (2) 番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条第8号	<情報提供の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで、第59条の3 <情報照会の根拠> (1) 番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 (2) 番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条第8号	事前	番号法改正によるもの